

(件名) 川内原発のテロ対策施設について

(陳情の要旨)

九州電力は川内原発の特定重大事故等対処施設の建設期限延長を原子力規制委員会へ求めましたが、規制委員会はこれを却下しました。

現在、九電は工事期間の短縮のため、工事方法の検討も進めているとされていますが、作業員の可能な限りの増員も進めているようです。

そもそも、工法も含めて工事期間の短縮を検討したができないので完成期限の延長をもとめたのですから、工期短縮はどこかで無理が発生すると考えるのが常識です。

そしてテロ対策施設ゆえに、基準や設計通りに建設されたのかの検査や確認が十分なされるのかという危惧もあります。

九州電力はゼネコンをトップとする建設会社へ工期短縮を要請するだけです。結局は末端の下請けにしわ寄せが来て、手抜き工事に追い込まれたり、経験が未熟な作業員の追加、作業員の怪我や病気の発生(24時間での突貫工事となっている上に、これから気温が上昇し過酷な状況となる)につながることを危惧します。

川内原発は2016年の3月までに免震構造の緊急時対策所を建設するという約束で再稼働入りしました。ところが、1, 2号機共に営業運転入りした直後の2015年の12月、いきなり免震から耐震構造の施設へと設置変更許可提出を発表するばかりか、3月完成も無かったことのごとくの対応をしました。現在もわずか50坪の代替緊急時対策所があるだけです。やっと計画の本体部のみですが、工事計画が6月3日に認可されました(代替緊急時対策所と新施設をつなぐ連絡通路の工事計画書はまだ工事計画書を提出していない)ので、この工事も始まることとなります。

記

九州電力に対して、川内原発のテロ対策施設の工事期間短縮については無理をせず当初の計画通りのスケジュールで進めること、仮に工期短縮ができるという場合は事前に議会や県民に対して十分に納得できる説明を行うように、要請してください。

(添付資料省略)

(件名) 原発事故時の車両の避難に対する火山灰の影響について

(陳情の要旨)

九州電力は、昨年3月29日の鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会第6回委員会において、委員から、桜島大正噴火の火山灰について要請され、8月16日の第7回委員会において、シミュレーション資料と共に噴出物量は0.33km<sup>3</sup>とし、最大値として敷地に2.4cmの火山灰が積もると回答しました。(九電は噴出物量約11km<sup>3</sup>として新規規制基準に合格しています。そのため、単純計算では敷地に約80cmの火山灰が積もることになります。)

桜島に近づくほど火山灰の厚みは増えていきますが、鹿児島市内では2～4mと評価しています。

避難、屋内退避のこともありますので、少なくとも10cmの火山灰が積もっている道路で車両がどのように走れるのか、走れないのか、実験してほしいと思います。

記

専門委員会に対して、10cmの火山灰が積もっている道路で一般の避難車両がどのように走れるのか、走れないのかの評価ないしは実験を(実験経費を付けた上で)行うよう要請してください。

(添付資料省略)